

関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律  
の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案要綱

1. 関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律の施行に伴い、特別緊急関税制度に係る規定の整備を行うこととする。  
(関税暫定措置法施行令第14条関係)
2. 標本、参考品及び学術研究用品に対する特定用途免税制度の対象となる施設として、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園及び地方独立行政法人が設置する博物館等を追加することとする。(関税定率法施行令第17条関係)
3. 特恵関税制度について、次の改正を行うこととする。
  - (1) 特恵関税の便益を与えない物品として、タイ、中国及びブラジルを原産地とする特定の物品を指定することとする。  
(関税暫定措置法施行令第25条関係)
  - (2) 特別特恵受益国からサモアを除外することとする。(関税暫定措置法施行令第25条関係)
4. 関税割当制度の適用を受ける物品につき平成26年度又は同年度上期の関税割当数量を定めることとする。(関税割当制度に関する政令別表関係)
5. 電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる国際運送貨物に係る税関手続に、減免戻し税に係る税関手続を追加することとする。(電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令別表関係)
6. その他所要の規定の整備を行うこととする。
7. この政令は、別段の定めがある場合を除き、平成26年4月1日から施行することとする。